

令和8年6月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ポータブル電源（リチウムイオン）に関する事故（リコール対象製品）について

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3 件
(うちポータブル電源（リチウムイオン）3 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
(うち踏み台（アルミニウム合金製）1 件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1 件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1 件、電気掃除機（充電式）1 件、
LEDランプ（電球型）1 件、電子レンジ1 件、タブレット端末1 件、
インターホン（モニターテレビ付）1 件、リチウム電池内蔵充電器1 件、
包丁1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

EcoFlow Technology Japan 株式会社が輸入したポータブル電源（リチウムイオン）について

（管理番号：A202600185、A202600186、A202600187）

①事象について

EcoFlow Technology Japan 株式会社（法人番号：1010401145409）が輸入したポータブル電源（リチウムイオン）を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（ファームウェアアップデート）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セルの異常発熱による火災事故が多発したことから、事故の再発防止を図るため、2026 年（令和 8 年）2 月 5 日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象製品をお持ちの方に対し、ファームウェアアップデートの実施を依頼しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202600185、A202600186、A202600187）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、J A Nコード、品番、販売期間、対象台数

商品名	J A Nコード	品番	販売期間	対象台数
EcoFlow RIVER Pro	4897082661917	EFRIVER600 PRO-JP	2020 年 11 月 ～ 2024 年 4 月	57,000

2026 年（令和 8 年）2 月 5 日からリコール（ファームウェアアップデート）を実施
改修率：14.3%（2026 年 6 月 1 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2020 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観



確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだファームウェアアップデートされていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

EcoFlow Technology Japan 株式会社 お問い合わせ窓口

受 付 窓 口：受付時間 月曜日～金曜日 10：00～19：00
(土・日・祝祭日を除く)

電 話 番 号：050 - 3355 - 3196

メールアドレス：riverpro-jp.support@ecoflow.com

ファームウェアアップデートの方法は以下の EcoFlow Technology Japan 株式会社のウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイト：<https://www.ecoflow.com/jp/riverpro-firmware-update>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202600185	令和8年4月29日	令和8年6月3日	ポータブル電源(リチウムイオン)	EFRIVER600Pro-JP	EcoFlow Technology Japan株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	令和8年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月30日 令和8年2月5日よりリコールを実施(特記事項を参照) 改修率14.3%
A202600186	令和8年4月30日	令和8年6月3日	ポータブル電源(リチウムイオン)	EFRIVER600Pro-JP	EcoFlow Technology Japan株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月30日 令和8年2月5日よりリコールを実施(特記事項を参照) 改修率14.3%
A202600187	令和8年5月24日	令和8年6月3日	ポータブル電源(リチウムイオン)	EFRIVER600Pro-JP	EcoFlow Technology Japan株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年2月5日よりリコールを実施(特記事項を参照) 改修率14.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600175	令和8年5月4日	令和8年6月1日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	駐車場で当該製品を使用中、転倒し、左手を負傷した。当該製品の支柱が破断しており、事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202600176	令和8年5月11日	令和8年6月1日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和8年5月28日に 消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600177	令和8年5月22日	令和8年6月1日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因する のか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A202600178	令和8年5月20日	令和8年6月1日	電気掃除機(充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600179	令和8年4月 ※不明	令和8年6月1日	LEDランプ(電球型)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月26日
A202600180	令和8年4月21日	令和8年6月2日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月25日
A202600181	令和8年4月30日	令和8年6月2日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に 起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月20日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600182	令和8年5月22日	令和8年6月2日	インターホン(モニターテレビ付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A202600183	令和8年4月23日	令和8年6月3日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	当該製品を充電後、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年5月14日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和8年5月21 日
A202600184	令和8年5月18日	令和8年6月3日	包丁	重傷1名	店舗で当該製品のパッケージに触れたところ、当該製品の一部 が露出しており、左手を負傷した。当該製品に起因するの、他 の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし